

## リソル予約センター(ライフサポート倶楽部)より、年末年始営業に関するご案内

年末年始の下記日程において、受付業務が休止となります。

	12月27日(金)	12月28日(土)～1月4日(土)	1月5日(日)
予約	電話予約	休業	通常営業 (10:00～17:00)
変更	FAX予約		
取消	WEB予約		
	短縮営業 (10:00～15:00)	2020年1月8日以降ご利用分のみ受付	

### <休止期間中の変更・取消について>

上記休止時間中に急な変更・取消(人数変更を含む)が生じた場合、お手数ですが、直接ご利用施設へご連絡下さい。会員の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

## 近鉄百貨店特別ご優待会

ご利用方法及びお支払い方法は、同封しています特別ご優待券をご確認ください。

★問合先 (株)近鉄百貨店 法人外商第1部第2課

<担当者>坂上(さかうえ) TEL06-6655-7351 直通



### 幹旋報告

#### 映画鑑賞券補助幹旋の報告

	共済会共通大人券	共済会共通子ども券	イオンシネマ	TOHO シネマズ	ご利用(購入)施設
申込	13,507枚	4,498枚	25,564枚	13,887枚	1,470施設

#### 海遊館入館券補助幹旋の報告

	大人券	子ども券	幼児券	ご利用(購入)施設
申込	3,327枚	586枚	369枚	615施設

#### スパワールド入館券招待(50歳以上)の報告

申込	5632人	918施設
----	-------	-------

#### koi恋パーティー 10/6開催の報告

男性	11人	女性	11人	カップル成立	3組
----	-----	----	-----	--------	----



## 「自然より」

信州・信濃町より こーりきー

先月に書きました、全盲で教員を目指していた彼はついに二次試験にも合格し来春から教員になります。長野県初の全盲の先生の誕生です。生徒さんたちにはもちろん先生方にも大きな影響を与えてくれることと思います!!今から楽しみです。関西からもこういう動きが加速するように応援してくださいね。

ところで、信濃町は森林セラピーや水療法などさまざまな森での療法を実施する「癒しの森」を17年間続けていますが・・・来春から全国で64認定されている森林セラピー基地の中から実績やコースの素晴らしさなどが評価されて唯一の森林セラピー基地IIとなることになりました。たった半日の森林メディカルトレーナーとともに過ごす森歩きで、自律神経のバランスは整い、ストレスホルモンは半減し、ガンや新型ウィルスなどをやっつけてくれる免疫細胞と抗がんたんぱく質3種類は1.4倍まで活性化します。すごいことですね。そしてさらにその免疫力は一ヵ月後でもまだまだ優位さを示すのです。ぜひ、一度いらしてみませんか?日々ストレスをためながら働いている方、受験が近いお子様とご家族で、リフレッシュしたい方、もちろん、お年を召した方から赤ちゃんを抱いての森林セラピーまでございます。大阪民間社会福祉事業者共済会さんと提携してまいりますので、宿泊補助も受けられます。声をかけていただければわたしもトレーナーとして出てまいります。半日の雪の中の森歩きとスキーやスノーボード、森歩きとお花の群落地めぐりのセット、森歩きと登山のセットなど楽しみ方いろいろです。ぜひぜひ(^^)

## 永年会員に対する記念品の贈呈について

永年会員に対する記念品の贈呈については、毎年6月30日と12月31日基準で永年会員(通算で15年・25年・35年に達した方)となられた方を対象に記念品を贈呈しております。

いったん退会した会員でも、再加入したことにより通算で15年・25年・35年に達した方も対象としております。再加入で対象となる方は、通算の在会年数を把握できておりませんので、御本人からの「共済会加入期間通算依頼書」が必要となります。

通算依頼書については、ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出をお願い致します。

### ホームページアドレス

([http://www.kyosaikai.or.jp/index\\_1.html](http://www.kyosaikai.or.jp/index_1.html))

### ※ご注意

過去に在会されていた加入期間が本会で確認できない場合もございます。その場合、退職された法人の証明をお願いすることがあります。

### 大阪民間社会福祉事業者共済会 永年会員に対する記念品贈呈規程

#### (目的)

1. この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業者共済会(以下「共済会」という。)の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。

#### (永年会員)

2. 永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。

- (1) 共済会会員として通期で15年に達した者
- (2) 共済会会員として通期で25年に達した者
- (3) 共済会会員として通期で35年に達した者

ただし、再加入期間も通期に含めることができる。

#### (記念品)

3. 記念品の額は、次の表に定める基準とする。

永年会員	記念品
15年に達した者	50,000円相当の記念品
25年に達した者	70,000円相当の記念品
35年に達した者	100,000円相当の記念品

#### (贈呈の方法)

4. 記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。

#### 附則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

### ◎記念品の発送方法が変更になっております。

これまで、退職者様で上記該当される方の記念品は、最終所属された施設長様宛に送付し、お渡しをお願い申し上げておりましたが、ご不便をおかけしていますことに鑑み、平成29年度後期から、当会から退職者様へ直接送付するよう変更させて頂きましたので再度ご案内申し上げます。

